

# 中国での業務に携わる方の個人所得税

## 目次

1. 税の考え方	3
(1) 税金とは	3
(2) 税金の負担者とは	3
(3) 国際的 <sup>①</sup> 二重課税の排除	4
2. 中国の個人所得税制の概要	5

2004年7月

望月コンサルティング

公認会計士 望月 一央

## はじめに

国際税務に携わる者の一人としまして、私はよく中国は日本における真の意味での隣国であるという話を最初にさせていただきます。これは、海により外国と隔てられた日本には物理的意味での隣国が存在せず、これにより、今までの日本にとりまして真の意味での国境を接した隣国（極度に人、物、金の交流が存在する国）が存在しなかったということを意味しています。ただし、現在では、技術及び中国経済の発展により、東シナ海という物理的隔離を問題とせず、日本と中国はあたかも陸続きに国境を接しているかのように人間、経済、文化における交流が密接不可分なものになっているといえるのです。

このことは、日本人にとって、ビジネス、生活、娯楽のあらゆる意味で中国はあたかもとなりの県にいくような感覚により活動できることを意味します。ただ、ここで、日本と中国は制度的に異なるのだから中国の制度を理解しなければならないということを意識される方は多いようですが、実は、この制度の違いのほかに、2国間の制度の違いを調整する国際的取り決めが存在することを意識される方は少ないようです。

これらの取決めの多くは、真の意味での隣国に囲まれた欧州を中心として発展してきたものであり、物理的、経済的、文化的には非常に近いが、国家が異なっていることによりどうしても発生することとなる数々の問題に対応するために考え出されてきたものです。

これから、我々多くの日本人にとって、中国はあまりにも身近な存在となるがゆえに、これらの制度の違いやそれらを繋ぐ国際的取決めを意識することができないかもしれませんが、身近になればなるほどその意義はむしろ重要性を増してくるものとなります。

ここでは、個人所得にかかわる税務という範囲に限って、この制度の違いや制度の違いを繋ぐ国際的取決めをできるだけ分かりやすく解説させていただきます。

確かに、これらのことを考慮しなければいけないことは、面倒なことですが、これは両国が互いに豊かになるために必要なことであり、また、これを踏まえて行動することにより、皆さん自身がより豊かになるといえるのです。

この冊子が少しでも皆さんのお役に立ち、今後、隣国間を跨ぐ活動をより活発にさせていただくことができれば、私にとっても本当に有難いものであると思います。

望月コンサルティング代表

公認会計士 望月 一央

2004年7月 上海

## 1. 税の考え方

### (1) 税金とは

日頃我々にとってはなじみの深い税金ですが、そもそも税金とは何でしょうか。

税金とは、“国民が「健康で豊かな生活」を実現するために、国や地方公共団体が行う活動の財源となるのです。私たちは一人では生きていけません。税は、私たちが社会で生活していくための、いわば「会費」といえるでしょう。”（日本国税庁ホームページより）

このように、税金とは、国や地方公共団体がその住民に提供する公共サービスに必要な費用をまかなうためにその住民から徴収するものであるといえます。

ここで、確かに自分たちの公共サービスのために使われるお金といってもむやみやたらに徴収されたのではたまりません。そこで、税金は住民の総意が反映される立法過程を通じて、法律により定められなければならないものとされています（租税法律主義）。

このように税金は法律に定められることによってはじめて徴収されるものであることから、日本の税金が適用される範囲とは、日本の法律が適用される範囲すなわち日本の領域内に限られることとなります。従って、日本国外（外国だけでなく、どの国にも属さない公海等も含めて）においては、日本の税金の徴収は行われません。これは同時に、原則として、他国において税金を支払ったかどうかは日本における納税義務になんら影響を与えないものであることを意味することとなります。

### (2) 税金の負担者とは

税金とは、国や地方公共団体が行う活動の財源となるものであるということは、税金はその国や地方公共団体の中からのみ徴収できることを意味します。なぜならば、自分の住んでいない地域のために使われるお金を徴収することを制度的に取り決めることは非常に困難だからです。

それでは、自分の住んでいる地域とはどのように決まるのでしょうか。ここで、税の世界ではその国や地方公共団体の中に住んでいるもののことを居住者と呼び、それ以外の地域に住んでいるものを非居住者と呼び区別し、原則として居住者から税金を徴収することとしています。

それでは、居住者からのみ税金の徴収を行えばよいといえるのでしょうか。例えば、中国の雑技団が日本公演を行った場合に、中国雑技団メンバーは日本の居住者ではありませんので、日本での税金は発生しないのでしょうか。

ここでは、確かに中国雑技団のメンバーは日本の居住者ではありませんが、その活動を行うためには日本における公共サービス（例えば、入出国サービス、治安サービス等）を享受しているといえます。従って、このような居住者以外のもの（非居住者）についても、その国における何らかの公共サービスを享受する活動により収益をえる場合にはその範囲内で税金を徴収するものとしています。そして、この収益をえている国のことを所得の源泉地国と呼びます。

従って、税金を負担する者にはその国の居住者と非居住者であってもその国を源泉地国として収益を得ているものの二者があることとなります。

### (3) 国際的二重課税の排除

税金はそれぞれの国が独自の法律によりその国の領域内において徴収するものであり、また、それぞれの国の税金の負担者には、その国の居住者以外に非居住者であってもその国を源泉地国とする収益を得ているものがあることは上で説明しました。

それでは、先ほどの中国雑技団のメンバーのことを思い出してみましょう。メンバーの日本での公演から得る収入については、日本で税金が発生することとなりましたが、ここで、中国の税金という観点からは、メンバーは中国の居住者であることから中国でも税金が発生することとなります（国際的二重課税）。

さらに、税金はそれぞれの国の独自の法律により徴収されるものであることから、日本で税金を納めたからといっても、中国ではこれとは関係なく中国の法律に基づいて税金が発生するということにならざるを得ません。

しかし、こうなった場合には、メンバーとしては中国国内で公演したならば負担しなくて済んだ日本における税金まで負担しなければならなくなってしまい、きっと、それ以降は中国国外では活動しないということを経済合理的に選択するでしょう。ここで、もし、本当にこういったことが起これば、雑技だけでなく、全ての国際的経済活動が滞り、それぞれの国が自国内の活動のみに励むこととなり、このことは、世界経済だけでなく、それぞれの国の発展または税収にとっても非常に望ましくない結果をもたらすこととなります。

そこで、各国はそれぞれ互いに国際的経済活動を行うものについては、自国の課税権について一定の制限を設け、お互いに国際的経済活動が阻害されないような工夫（国際的二重課税の排除）をはかっています。

## 2. 中国の個人所得税制の概要

### (I) 中国における個人所得税の流れ

中国においては、改革開放政策に従い外国企業または外国人に対する涉外税制を整備し、主に外国人に対する税制として1980年9月10日《中華人民共和国個人所得税法》が定められ、その後、個人所得税についても1993年10月31日に修正施行され、それまでの旧個人所得税、個人収入調節税、都市個人商工業者所得税に代わり、外国人だけでなく中国人も含めた一般的自然人である個人の所得に対して課税される統一的税体系となりました。

### (II) 中国個人所得税の特徴

中国の個人所得税の特徴としては、自己申告方式、月次課税方式、分類課税方式、比例税率方式が挙げられます。従って、中国における個人所得税においては、一般的に源泉徴収義務者であるものが個人に対する支給額から税金を控除し、毎月税務局に対して申告、納付を行います。

#### ①自己申告方式

中国における個人所得税は源泉徴収者または個人が、基本的に毎月申告を行い納付します。

#### ②月次課税方式

中国における個人所得税は、基本的に一ヶ月を課税期間として計算されます。従って、年間の確定申告、年末調整のようなものではありません。

#### ③分類課税方式

中国個人所得税においては、以下のような税目に分かれており、それぞれの税目ごとに独立して税金の額が計算されます（分離課税）。従って、総額が同様であっても、その税目の組み合わせによって税金の金額が異なってきます。

##### ・賃金・給与所得（次ページ表1 賃金・給与所得適用税率ご参照）

賃金、給与、賞与、年末賞与、手当等の所得

注意が必要な項目として、総経理の給与や駐在員の首席代表の給与もこの賃金・給与所得に含まれます。

##### ・個人商工業者所得

事業により取得する所得

##### ・請負経営所得

事業の請負等により取得する所得

##### ・労務報酬所得（次々ページ表2 労務報酬所得適用税率ご参照）

役務の提供により取得する所得。

注意が必要な項目として、董事としての報酬はこの労務報酬所得に該当します。

##### ・原稿料所得

作品を出版発表して取得する所得

- ・ 使用料所得  
特許権等の無形資産の使用を許諾して取得する所得
- ・ 利息・配当所得  
債子、配当等による所得
- ・ 賃貸料所得  
建築物等の財産を賃貸して取得する所得
- ・ 財産譲渡所得  
財産を譲渡して取得する所得
- ・ 一時所得  
授賞、くじの当選等臨時的性質を有する所得
- ・ その他の所得  
上の税目に属さない所得  
個人商工業者所得に準じて課税が行われるとされている個人独資企業及びパートナーシップ企業投資者の利益等があげられます。但し、これらの所得項目についても、基本的には、上の税目のいずれかにあてはめて課税が行われることになっています。

#### ④ 比例税率方式

上の税目のうち賃金・給与所得及び労務報酬所得については、以下のような税率となっています。

表 1 賃金・給与所得適用税率

級	税込額	税抜額	税率(%)	速算控除額
1	500 元を超えない部分	475 元以内	5	
2	500 元超 2,000 元迄	475 元以上 1,825 元迄	10	25
3	2,000 元超 5,000 元迄	1,825 元以上 4,375 元迄	15	125
4	5,000 元超 20,000 元迄	4,375 元以上 16,375 元迄	20	375
5	20,000 元超 40,000 元迄	16,375 元以上 31,375 元迄	25	1,375
6	40,000 元超 60,000 元迄	31,375 元以上 45,375 元迄	30	3,375
7	60,000 元超 80,000 元迄	45,375 元以上 58,375 元迄	35	6,375
8	80,000 元超 100,000 元迄	58,375 元以上 70,375 元迄	40	10,375
9	100,000 元を超える部分	70,375 元を超える部分	45	15,375

#### < 月額税額の計算 >

課税所得 = 収入額 - 基礎控除額 (RMB800 元\*)

個人所得税 = 課税所得額 × 適用税率 - 速算控除額

\*外国人については RMB4,000 元が基礎控除額となります。

表 2 労務報酬所得適用税率

級	税込額	税抜額	税率(%)	速算控除額
1	20,000 元を超えない部分	16,000 元以内	20	0
2	20,000 元超 50,000 元迄	16,000 元以上 37,000 元迄	30	2,000
3	50,000 元を超える部分	37,000 元を超える部分	40	7,000

<月額税額の計算>

課税所得 = 収入額 - 基礎控除額\* (収入金額の 20%)

個人所得税 = 課税所得額 × 適用税率 - 速算控除額

\*収入金額が RMB4,000 元以下である場合は、RMB800 元となります。